

合法木材供給事業者認定申請書

一般社団法人

全国木材市売買方組合連盟 会長 殿

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の職・氏名：

TEL :

FAX:

貴団体の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1、設立年及び従業員数

1) 設 立 年:

2) 従業員数:

2、取扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱量（詳細は付表）

1) 主要品目:

・主な取扱い樹種（ ）し

2) 年間取扱量：(m³) うち、国産材 (%)、外材 (%)

3、事業所の敷地建物および施設（土場、倉庫等）の配置状況

別紙のとおり

4、分別管理及び書類管理の方針

別紙のとおり

5、その他（注）

(注) その他は、ISO、JAS等の工場資格を取得している場合に、資格名と認定番号を記入して下さい。

以上

付表

木材・木材製品の主要品目及び年間取扱数量

事業者名

申請前1年間の主要品目取扱数量（期間：令和 年 月～令和 年 月）は、次のとおりです

	原木（丸太） 木材製材品の 区分	主な樹種	出荷商品の品目又は名称	取扱数量 （本、
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

分別管理及び書類管理方針書

申請者

事業所名

住所

代表者の職・氏名

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人全国木材市売買方組合連盟が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 6 月 1 日公表）を受け、合理性、持続可能性の証明された木材・木製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

- 1 本方針書は、当社敷地内において原木及び当該原木を原材料として製造された製材品の取り扱いについて適用する。

（分別管理責任者）

- 2 分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- 3 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

（分別管理の実施）

- 4 製材品の入荷に当たっては、納品書（証明書）等により証明材であるか非証明材であるかを確認する。
- 5 製材加工に当たっては、証明材を非証明材が混在しないように区別して加工する。
- 6 製材品の保管に当たっては、証明材を原料として製造した製材品と、非証明材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等で明示する。
- 7 製材品の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

（書類の管理）

- 8 分別管理責任者は、証明材及び非証明材に係る前年の 4 月～当年 3 月までの原木取扱量及び製品取扱量を毎年 6 月末日までに実績報告として取りまとめ一般社団法人全国木材市売買方組合連盟に報告するものとする。
- 9 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理できるよう、管理簿を常備し、適切に記録し管理する。
- 10 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、証明材の出荷後 5 年間整理保管する。

配置図

事業所の敷地、建物及び施設の配置状況

事業所名

所在地

【別記 1】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

殿

(申請者)

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいの
で、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1	創業年 従業員数	創業年： 従業員数：
2	取扱う木材・木材製品の主要品 目、年間取扱数量	別添1のとおり
3	事業所の敷地、建物及び施設 (土場、倉庫等)の配置状況	別添2のとおり
4	分別管理及び書類管理の方針	別添3のとおり
5	その他(ISO, JAS等の工場資格等)	

別添 1

取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱量

1. 期 間：令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 3 1 日

2. 木材・木製品の主要品の年間の取扱量

品目		品目		品目	
樹種	m 3	樹種	m 3	樹種	m 3
樹種	m 3	樹種	m 3	樹種	m 3
樹種	m 3	樹種	m 3	樹種	m 3

3. 2のうち、間伐材等由来の木質バイオマスの取扱量

原木（原料）入荷量	m 3
原木（チップ等）出荷量	m 3

4. 2のうち、一般木質バイオマスの取扱量

原木（原料）入荷量	m 3
原木（チップ等）出荷量	m 3

（注）

①素材生産業者については、原木を入荷し、原木のまま出荷した量を記載する。

②加工業者については、原木の入荷量とチップ等に加工処理した量を記載する。

③数量はm³ チップ（乾重量 t）：（容積m³）の換算率

針葉樹：1 t＝2. 2 m³

広葉樹：1 t＝1. 7 m³

別添 2 配置図

事業所の敷地、建物及び施設の配置状況

事業所名

所在地

【別添 3】

分別管理及び書類管理方針書

事業所名

年 月 日

本方針書は、一般社団法人全国木材市売買方組合連盟が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年4月12日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給にあたって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社敷地内において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、_____（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識灯により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

別記 1 ア

合法木材供給事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

一般社団法人

全国木材市売買方組合連盟 会長 殿

（申請者） 団体認定番号：全買連第 号

〒

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の職・氏名： ⑩

TEL：

FAX：

貴団体の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 設立年及び従業員数

1) 設 立 年：

2) 従業員数：

2. 取扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱量

1) 主要品目：

・主な取扱い樹種（ ）

2) 年間取扱量：（ m³）うち、国産材（ %）、外材（ %）

3. 事業所の敷地建物および施設（土場、倉庫等）の配置状況

別紙のとおり

4. 分別管理及び書類管理の方針

別紙のとおり

5. その他（注）

（注）その他は、ISO、JAS等の工場資格を取得している場合に、資格名と認定番号を記入して下さい。

分別管理及び書類管理方針書

申請者

事業所名

住所

代表者の職・氏名

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人全国木材市売買方組合連盟が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成 18 年 6 月 1 日公表）を受け、合理性、持続可能性の証明された木材・木製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

- 1 本方針書は、当社敷地内において原木及び当該原木を原材料として製造された製材品の取り扱いについて適用する。

（分別管理責任者）

- 2 分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- 3 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

（分別管理の実施）

- 4 製材品の入荷に当たっては、納品書（証明書）等により証明材であるか非証明材であるかを確認する。
- 5 製材加工に当たっては、証明材を非証明材が混在しないように区別して加工する。
- 6 製材品の保管に当たっては、証明材を原料として製造した製材品と、非証明材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等で明示する。
- 7 製材品の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

（書類の管理）

- 8 分別管理責任者は、証明材及び非証明材に係る前年の 4 月～当年 3 月までの原木取扱量及び製品取扱量を毎年 6 月末日までに実績報告として取りまとめ一般社団法人全国木材市売買方組合連盟に報告するものとする。
- 9 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理できるよう、管理簿を常備し、適切に記録し管理する。
- 10 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、証明材の出荷後 5 年間整理保管する。

配置図

事業所の敷地、建物及び施設の配置状況

事業所名

所在地

【別記 1 ア】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

殿

（申請者）

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1	創業年	創業年	
	従業員数	従業員数	
2	取扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量	別添1のとおり	
3	事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況	別添2のとおり	
4	過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量	別添3のとおり	
5	分別管理及び書類管理の方針	別添4のとおり	
6	その他（ISO, JAS等の工場資格等）		

別添 1

取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱量

1. 期 間：令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 3 1 日

2. 木材・木製品の主要品の年間の取扱量

品目		品目		品目	
樹種	m 3	樹種	m 3	樹種	m 3
樹種	m 3	樹種	m 3	樹種	m 3
樹種	m 3	樹種	m 3	樹種	m 3

3. 2のうち、間伐材等由来の木質バイオマスの取扱量

原木（原料）入荷量	m 3
原木（チップ等）出荷量	m 3

4. 2のうち、一般木質バイオマスの取扱量

原木（原料）入荷量	m 3
原木（チップ等）出荷量	m 3

- (注)
- ①素材生産業者については、原木を入荷し、原木のまま出荷した量を記載する。
- ②加工業者については、原木の入荷量とチップ等に加工処理した量を記載する。
- ③数量はm³ チップ（乾重量 t）：（容積m³）の換算率
- 針葉樹：1 t＝2. 2 m³
- 広葉樹：1 t＝1. 7 m³

別添 2 配置図

事業所の敷地、建物及び施設の配置状況

事業所名

所在地

別添 3

過去 3 年間の発電利用に供する木質バイオマス取扱実績量

1. 期 間：令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 3 1 日

2 過去 3 年間の発電利用に供する木質バイオマス取扱実績量

令和 年	原木（原料）入荷量	m 3
	原木（チップ等）出荷量	m 3
令和 年	原木（原料）入荷量	m 3
	原木（チップ等）出荷量	m 3
令和 年	原木（原料）入荷量	m 3
	原木（チップ等）出荷量	m 3

（注）

①素材生産業者については、原木を入荷し、原木のまま出荷した量を記載する。

②加工業者については、原木の入荷量とチップ等に加工処理した量を記載する。

③数量はm³ チップ（乾重量 t）：（容積m³）の換算率

針葉樹：1 t = 2. 2 m³

広葉樹：1 t = 1. 7 m³

【別添 4】

分別管理及び書類管理方針書

事業所名

年 月 日

本方針書は、一般社団法人全国木材市売買方組合連盟が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年4月12日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給にあたって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社敷地内において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、_____（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識灯により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

別記2

事業者認定書

令和 年 月 日

殿

一般社団法人全国木材市売買方組合連盟
会 長

令和 年 月 日 付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者
認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 全買連 第 号
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定の有効期間 : 令和 年 月 日～令和 年 月 日

別記 2

発電利用に供するバイオマス証明にかかる事業者認定書

令和 年 月 日

殿

一般社団法人全国木材市売買方組合連盟
会 長

令和 年 月 日 付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 全買連 第 号
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定の有効期間 : 令和 年 月 日～令和 年 月 日

別記3

番号 号
令和 年 月 日

合法木材証明書

殿

事業者所在地
事業者名称
代表者氏名
認定番号 全買連第 号

下記の物件は、合法的に伐採されたものであることを証明します。

- 1 樹種
- 2 品目
- 3 数量 (m³、枚、本、kg)

注) 1 上記は合法性を証明する場合の例であるので、持続可能性、木質バイオマスの証明を行う場合は記述を変更してください
2 本様式による証明の作成に代えて既存の納品書等に上記の情報を(認定団体・番号、合法等である旨の記述)追加記載することで証明書とすることは可能です(参照:合法木材ハンドブック)。

別記 3

番号 号
令和 年 月 日

合法木材証明書

殿

事業者所在地
事業者名称
代表者氏名
認定番号 全買連第 号

下記の物件は、間伐材等由来の発電利用に供する木質バイオマスであることを証明します。

- 1 樹種
- 2 品目
- 3 数量 (m³、本、k g)

注)

- 1 本様式による証明の作成に代えて既存の納品書等に上記の情報を（認定団体・番号、合法等である旨の記述）追加記載することで証明書とすることは可能です。

一般社団法人 全国木材市売買方組合連盟
会長 様

作成日 令和 年 月 日

事業者名
認定団体名 全買連
認定団体識別記号 全買連 号
担当者名
TEL
FAX
Eメールアドレス

令和 年度中に取り扱った合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告

期間【令和 年4月1日～令和 年3月31日】

業 種		木材・木製品の取扱い量 (総数)		うち合法性の証明されたもの		備考
		入荷量 m3	出荷量 m3	入荷量 m3	出荷量 m3	
素材生産						
素材流通						
木材加工	チップ					
	製材					
	合板					枚 m3
	集成材					
	木質ボード類					枚 m3
	その他()					
	その他()					
	その他()					
木材流通	製材					
	合板・ボード類					枚 m3
	集成材					
	その他()					
	その他()					
その他						
計						

- (注)
- 1 一認定事業者で複数業種の品目を取り扱っている場合は、各業種品目の欄に取扱量をカウントしてください。
 - 2 合法性等の証明されたもの: 合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品(証明書を交付したもの)です。
 - 3 取扱量は全てm3に換算して記載してください。ボード類は枚数でも可としますが備考欄の「枚」か「m3」のどちらかを○で囲む
 - 4 素材生産、木材加工の入荷量、出荷量は歩留まりを考慮して記載してください。
 - 5 その他欄に記載された場合は、その品目名も記載してください。
(記載欄が不足する場合は、別紙に記載の上添付してください)
 - 6 認定団体識別記号とは、認定団体が事業者認定の際に付与する認定団体記号(全買連第〇〇号)です。

[換算率]

チップ: 単位がt(トン)で報告されている場合のm3に換算する換算率
素材(原木)、工場残材、林地残材の場合
針葉樹: 1t = 2.2m3
広葉樹: 1t = 1.7m3
(注)林野庁が木材需給表作成に使用している換算率

令和 年 月 日

一般社団法人全国木材市売買方組合連盟 殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
電話番号：
団体認定番号： 全買連認定、第 号

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取り扱い実績を下記のとおりに報告します。

記

1. 期 間：令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 3 1 日

2. 木材の取扱量（総量）

原木（原料）入荷量	m 3
原木（チップ等）出荷量	m 3

3. 2のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの

原木（原料）入荷量	m 3
原木（チップ等）出荷量	m 3

4. 2のうち、一般バイオマスであると証明されたもの

原木（原料）入荷量	m 3
原木（チップ等）出荷量	m 3

（注）

- ①素材生産業者については、原木を入荷し、原木のまま出荷した量を記載する。
②加工業者については、原木の入荷量とチップ等に加工処理した量を記載する。
③報告はm³にて報告 チップ（乾重量 t）：（容積m³）の換算率

針葉樹：1 t = 2. 2 m³広葉樹：1 t = 1. 7 m³